

(写)

(別添 2)

障企発 1031 第1号
老介発 1031 第1号
保国発 1031 第1号
保高発 1031 第1号
平成26年10月31日

都道府県民生主管部（局）
障害保健福祉主管課（部）長
介護保険主管課（部）長
国民健康保険主管課（部）長
後期高齢者医療主管課（部）長 } 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長
(公印省略)
厚生労働省老健局介護保険計画課長
(公印省略)
厚生労働省保険局国民健康保険課長
(公印省略)
厚生労働省保険局高齢者医療課長
(公印省略)

国民健康保険団体連合会が行う収益事業に係る法人税法上の取扱いについて

国民健康保険団体連合会が国民健康保険の保険者等から委託を受けて行う事務（手数料を徴収するものに限る。）については、原則として、法人税法に規定する収益事業（請負業）に該当し、法人税の確定申告が必要となるが、当該収益事業に係る法人税法上の取扱いに関しては、国税庁と協議の結果、下記のとおりとすることとしたので貴管内の国民健康保険団体連合会への周知等に御配意願いたい。

記

1 協議対象とした事務の範囲

本件の協議対象とした事務は、国民健康保険団体連合会の規約に基づき、国民健康保険の保険者等から委託を受けて行う事務（手数料を徴収するものに限る。）とする。

(写)

(別添2)

具体的には、次の特別会計に係る事務（以下、「対象事業」という。）をいう。

- (1) 診療報酬審査支払特別会計
- (2) 介護保険事業関係業務特別会計
- (3) 障害者総合支援法関係業務等特別会計
- (4) 特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計
- (5) 後期高齢者医療事業関係業務特別会計

2 対象事業に係る法人税法上の取扱い

対象事業については、国民健康保険の保険者等から委託を受けて事務処理の業務を行うものであり、原則として、法人税法上の収益事業（請負業）に該当するが、当該業務が実費弁償（その委託により委託者から受ける金額が当該業務のために必要な費用の額を超えないことをいう。）により行われるものであり、かつ、そのことにつきあらかじめ一定の期間（おおむね5年以内の期間とする。）を限って所轄税務署長の確認を受けたときは、当該業務は収益事業に該当しないこととなる（法人税基本通達15-1-28）。

3 実費弁償方式の確認申請手続

対象事業が実費弁償方式であることについて、所轄税務署長に対して確認申請を行う際は、別紙の確認申請書の様式に従い、次の事項に係る説明資料を添付して行うこととする。

- (1) 各都道府県国民健康保険団体連合会の概要
- (2) 対象事業の概要及び実費弁償方式による事務処理に該当する理由
- (3) 確認を受ける年度の收支予算書
- (4) 過去3年分の決算書（貸借対照表、正味財産増減計算書、收支計算書、剩余処分計画書（それぞれの注記を含む））及び事業報告書
- (5) その他実費弁償方式の確認に当たって参考となる事項

4 実費弁償方式の確認に当たっての注意事項

実費弁償方式の確認は、收支予算書の収入・支出について税務計算に基づく算定を行い、対象事業が実費弁償により行われているか判定されることとなるが、次の各資産の積立相当額については、対象事業の特殊性にかんがみ、それぞれに掲げる積立限度額の範囲内で、実費弁償方式の判定上、対象事業のために必要な経費に計上して差し支えないこととされる。

そのため、上記3(3)の收支予算書の作成に当たっては、これらの必要な経費を確実に計上するとともに、各年度の対象事業に係る手数料の額の算定に当たっては、昭和56年8月21日保険発第62号の別紙の方法に従い、対象事業が確実に実費弁償方式で行われるよう留意すること。

(1) 財政調整基金積立資産

事業運営上の不測の事態による収入減を補填し、財政の安定を図るための積立金であって、当該年度の手数料（年額）の10%相当額から当該年度の前年度末までに積み立てられた財政調整基金積立資産の累計額（当該年度において取り崩しを予定しているものを除く。）を差し引いた金額を超えないものに限る。

(2) 退職給付引当資産

退職金の支払準備のために積み立てる経費であって、当該年度の翌年度以降5年以内に退職が見込まれる者に支給する退職金要支給額の5分の1に相当する額を超えないものに限る。

(3) 減価償却引当資産

当該年度末に保有する建物や電算処理システム等の固定資産（減価償却費の対象となる物品を含む。）について、定額法又は定率法（旧定率法を含む。）により算出した当該年度の減価償却費相当額を超えないものに限る。

（注）減価償却引当資産の計上は、收支予算書において当該固定資産に係る減価償却費の計上がない場合に限り、必要な経費として認められる。

(4) 電算処理システム導入作業経費積立資産

次回の電算処理システムの更改の際に行う導入作業経費（減価償却資産の取得に充てるための経費を除く。）に充てるため、当該年度に積み立てる資産であって、現行の電算処理システムの更改の際に要した導入作業経費相当額から当該年度の前年度末までに積み立てられた電算処理システム導入作業経費積立資産の累積額を差し引いた金額を超えないものに限る。

また、対象事業が確認内容と相違するような形で運営されたため、実費弁償方式とはいえない状態になった場合には、既往の事業年度に遡って法人税の確定申告書を提出する必要があることに留意すること。

5 実費弁償方式の確認時期

実費弁償方式の確認は、事前にを行うこととされているため、当該年度の予算承認後、遅滞なく所轄税務署長の確認を受けることとする。

6 実費弁償方式の確認後の手続き

所轄税務署長による実費弁償方式の確認を受けた後において、確認を受けた事業年度の決算について総会の承認を受けたときは、当該所轄税務署長に対し、承認を受けた決算書（貸借対照表、正味財産増減計算書、收支計算書、剩余処分計画書（それぞれの注記を含む））及び事業報告書をすみやかに提出すること。

(写)

(別添2)

別紙

[実費弁償の確認申請書]

○ ○ 税務署長 殿

○○○第○○○号
平成○年○月○日

○○県国民健康保険団体連合会

理 事 長 ○○ ○○ 印

実費弁償による事務処理の受託等の確認申請について

標題のことについて、当○○県国民健康保険団体連合会が行う「診療報酬審査支払事業」、「介護保険事業関係事業」、「障害者総合支援法関係等事業」、「特定健康診査・特定保健指導等事業」及び「後期高齢者医療事業関係業務事業」は、法人税基本通達15-1-28 《実費弁償による事務処理の受託等》に該当するものと認められますので、ご確認いただきたく申請します。

なお、関係資料として下記の資料を添付します。

記

資料1 当○○県国民健康保険団体連合会の概要

資料2 対象事業の概要及び実費弁償方式による事務処理に該当する理由

資料3 平成○○年度の収支予算書

資料4 過去3年分の決算書（貸借対照表、正味財産増減計算書、収支計算書、
剰余処分計画書（それぞれの注記を含む））及び事業報告書

資料5 その他参考資料（税務計算による収入・支出の算定額の明細書）

(写)

(別添2)

○法人税基本通達（抄）

（実費弁償による事務処理の受託等）

15—1—28 公益法人等が、事務処理の受託の性質を有する業務を行う場合においても、当該業務が法令の規定、行政官庁の指導又は当該業務に関する規則、規約若しくは契約に基づき実費弁償（その委託により委託者から受ける金額が当該業務のために必要な費用の額を超えないことをいう。）により行われるものであり、かつ、そのことにつきあらかじめ一定の期間（おおむね5年以内の期間とする。）を限って所轄税務署長（国税局の調査課所管法人にあっては、所轄国税局長。以下15—1—53において同じ。）の確認を受けたときは、その確認を受けた期間については、当該業務は、その委託者の計算に係るものとして当該公益法人等の収益事業としないものとする。

（注） 非営利型法人が1—1—11の確認を受けている場合には、本文の確認を受けたものとみなす。